

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大町市

### 2 構造改革特別区域の名称

大町市どぶろく特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

大町市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

当市は長野県北西部、東京から約200km、名古屋から約180kmに位置し、市域は五竜岳（標高2,814m）から槍ヶ岳（標高3,180m）山頂を含み、東西約22.7km、南北約36.5km、総面積464.84km<sup>2</sup>と広大な面積を有しているが、人口は31,011人（平成12年国勢調査）で、昭和29年の市制施行以来、30,000人から35,000人規模を推移している小規模都市である。

地形的には、市域西部に広がる当市の象徴ともいえる3,000m級山々が連なる北アルプス、東部の比較的なだらかな起伏を呈する山地、これらに挟まれた帯状の平坦な中央低地（安曇野）で構成されている。

水環境面では、北アルプスを源とする高瀬川、鹿島川、箆川などの清冽な河川や、仁科三湖と称される青木湖、中綱湖、木崎湖の天然湖と電源開発等による高瀬ダム、七倉ダム、大町ダムの人造湖があり、豊かな水資源に恵まれた地域となっている。

産業面においては、大正時代に高瀬川の水を利用した水力発電が行われ、昭和初期にはアルミニウム製造会社や紡績会社が進出し、昭和の中頃まで「二大企業城下町」と言われるなど、当市は古くからこの豊富な水資源を活用して発展してきた。その後、昭和46年には立山黒部アルペンルートが全線開通し、昭和53年には東京電力による高瀬・七倉ダム、昭和60年には大町ダムが完成すると、高瀬渓谷の開発が進められるようになり、四季折々の変化に富んだ美しく豊かな大自然を活かした観光産業も発展し、年間を通じて多くの観光客が訪れる山岳観光都市として発展していった。

一方、恵まれた水資源の多目的利用により、製造業や観光産業だけでなく、稲作を主とする農業の振興も図られ、当市の第1次産業の中心となって発展していった。

現在では、当市の基幹産業は立山黒部アルペンルートやスキー場をはじめとした観光関連産業が主体となっているが、全国的な高速交通網の整備により短時間で長距離移動が可能となってきたにもかかわらず、当市においては高速交通網の整備が様々な要因から遅れていることや、長引く景気低迷の影響、観光ニーズの多様化等により、観光客数は平成6年の約440万人をピークとして減少傾向が続き、平成15年には約300万人まで落ち込んでいる(表1)。観光客のもたらす地域経済への波及効果は大きく、平成15年の観光消費額は約158億円となっているが、これはピーク時と比べて約100億円の落ち込みとなっている。また、観光関連産業への従事者の占める割合も高いことから、観光客数の増加、滞留時間の延長、観光消費額の増大を図ることが重要な課題となっている。

表1 観光客数及び観光消費額 (単位:万人、億円)

	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
観光客数	444	383	404	380	322	310	301	291	294	307
観光消費額	254	215	221	215	182	172	159	154	149	158

資料：長野県観光地利用者統計調査

このように高速交通網の整備が思うように進まず、景気の先行きも不透明な中で、基幹産業である観光関連産業を振興していくためには、他産業との連携による新たな誘客施策の確立などソフト面を充実させ、当市を何度も訪れたいくなるような魅力づくりが必要となっている。

また、農業については、恵まれた自然条件を活かして稲作農業を中心として振興が図られてきたが、米政策改革により専門的農業者等が中心となり売れる米づくりを目指す基本方針が示されるとともに、日本人の生活習慣の変化に伴う米消費量の減少や、農業経営者の高齢化、後継者問題などから全国的にも遊休荒廃農地の増加に拍車がかかり、健全な農業経営基盤となる優良農地の減少傾向が顕著化しつつある。当市においても農業従事者は平成2年から平成12年までの10年間で1,647人(15.5%)減少しており、生産基盤の整備や効率的な農地利用や優良農地の保全が課題となっている。

このような状況の中で、当市では観光関連産業と農業の振興を図るため、平成7年より、りんごオーナー事業や都市の小・中学生を対象としたセカンドスクール、農業体験旅行などのグリーン・ツーリズム事業を実施してきたが、よりいっそう充実したグリーン・ツーリズム事業を推進することなどにより、観光客数の増加による市域全体の活性化が求められている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

当市は、グリーンシーズンにおいては後立山連峰や立山黒部アルペンルート、仁科三湖をはじめとした観光地、ホワイトシーズンは市内5箇所のスキー場へ多くの観光客が訪れているが、近年観光客数が落ち込んでいる。

さらに、宿泊を伴う観光客も減少傾向にあり、特にホテルや民宿経営などにおいては近年のこの影響をまともに受けており、このような状況が続けば当市の基幹産業である観光関連産業の衰退が懸念される。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業及び農村地域の活力の低下も懸念されている。

このため、当市が推進してきたグリーン・ツーリズム事業に特区を活用した濁酒の製造・提供といった新たな付加価値を加えることで、これまで取り込めなかった観光客への誘客が期待できる。この結果として新たなサービスの提供を行う農家民宿のみならず農家民宿を中心とした地域の活性化が図れる。更に交流人口の増加によって他の農家民宿やホテルなど衰退傾向にある観光関連産業にも新たな刺激を与えることが予想され、それぞれの業者においても新たなサービスの提供を通してより質の高い商品やサービスの提供を目指すことになり当市の基幹産業である観光関連業者の活性化が促進される。

なお、平成18年1月1日に合併を控えている北安曇郡八坂村及び美麻村の持つ観光資源や山村地域特有の農業をはじめとする産業の活用など、これまで以上に選択肢を広げ、魅力あるグリーン・ツーリズム事業の展開により、観光客数を増やし、観光関連産業のみならず農業の振興が図れる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

当市は、平成12年度に大町市第3次総合計画を策定し、将来像である「笑顔と元気あふれる北アルプス山麓仁科の里」の実現に向けて、これに基づく施策を展開してきている。その中で「魅力と個性あふれる観光地づくりの推進」や「グリーン・ツーリズムの促進」等の戦力プロジェクトとして位置付けられている「ふれあい広げる交流人口増加プロジェクト」においては、交流人口の増加は、地域の新たな産業振興や雇用創出につながり、地域活性化や個性あるまちづくりにも寄与するものとしている。当市における交流人口とは、観光による交流人口を意味しているが、今後当市の定住人口の増加を見込むことが難しいだけでなく、日本全体でも総人口がここ数年をピークに減少に転じていくことが予想されていることから、交流人口の増加による地域の活性化が期待されている。

そのため、これまでも各種コンベンション・スポーツ大会等の誘致の推進や、既存の観光資源の魅力の向上を図るとともに、新しい観光資源の開発を進め、地域文化に触れ、市民とのふれあいを広げる施策の充実を図ってきたところである。

また、この特区を活用した濁酒の製造・提供を行うことにより、民宿において

は濁酒の提供に併せ、地元で取れる旬の農産物等を生かした料理の提供を行い、農産物直売所等では、濁酒を目当てに訪れた観光客と農家との新たな交流が生まれることによって、これまで規格があわず市場への出荷が難しかった地元農産物等の販路の確保と、地場産品と合わせた産業振興を図っていく。

また、民宿などを経営する者で特区を活用した濁酒の製造・提供を行う意思はあるが、農業を営んでいない者である場合には、新たに濁酒を製造するための原料となる米の作付けを行う必要が生じる。このため、現在は遊休荒廃農地となっている田が水稻生産場所となるようにすることで遊休荒廃農地を減少させ優良農地の保全を図っていく。

さらに、特区を活用した濁酒の製造・提供をおこなうことにより、当市の豊かな自然的観光資源に新たな付加価値を加え、今まで取り込むことが難しいと思われていた新たな客層を誘客することが可能となることから、観光客数の増加による都市農村交流事業の活性化とこれに伴う交流人口の増加等が図れ、地域経済及び市域全体の活性化を図ることを目標とする。

## 7 構造改革特別計画区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 観光施設との融合による経済的効果

当市の自然的観光資源である立山黒部アルペンルート、仁科三湖、スキー場などの活用と併せて、グリーン・ツーリズム事業に濁酒の製造・提供という新たな付加価値を加えることにより、これまで取り込めずにいた新たな観光客の誘致が可能となり、リピーター客の増加も見込むことができる。また、国営アルプスあづみの公園大町・松川地区が平成18年以降早期開園予定であることも考慮し、現在約300万人である観光客数について5年後には約341万人になるものと見込んでいる。これに伴う観光消費額については現在約158億円となっているが、長野県観光地利用者統計調査による宿泊者の平均観光消費額が1,000人当たり約600万円の増額と試算されていることから約183億円と期待される。

観光客数及び観光消費額の推計

(単位：万人、億円)

	現 在	H 1 8	H 2 1 目標
観光客数	3 0 0	3 2 0	3 4 1
観光消費額	1 5 3	1 7 0	1 8 3

### (2) 地域活性化による社会的効果

現在、当市での民宿経営者は約50件あり、民宿全体では約2,000人の収容能力があるが、当市においては高速交通網の整備が様々な要因から遅れていることや、長引く景気低迷の影響、観光ニーズの多様化等により、当市を訪れる観光客が減少傾向にあることから、市内にある宿泊施設、特に民宿において

は危機的状況にある。

しかし、この特区を活用し濁酒の製造・提供をおこなうことにより、「濁酒」という新たな商品を目当てとした多くの観光客が当地を訪れると共に、民宿本来の良さを再発見することでのリピーター客の増加も見込むことができる。これにより特区を活用し濁酒の製造・提供をおこなう民宿を中心とした地域の活性化が期待される。

この地域の活性化により、これまでグリーン・ツーリズム事業に関心を持たなかった民宿が濁酒の製造・提供などを行うようになり、5年後には特区を活用した濁酒製造民宿が10件程度となることが期待される。また、新たな参入事業者も期待される。

濁酒製造件数の推計

(単位:件)

	現 在	H 1 8	H 2 1 目標
民宿での濁酒製造件数	0	5	10

### (3) 農業の可能性

これまでグリーン・ツーリズム事業に関心を持たなかった民宿などを経営し、農業を営んでいない者が、特区を活用した濁酒の製造・提供を行う場合には、新たに濁酒を製造するための原料となる米の作付けを行う必要が生じ、新たに農地の開発を行うか農地流動化策により田を取得することが必要となる。このため、現在は遊休荒廃農地となっている田をこれらの者の水稻生産場所となるようにすることで遊休荒廃農地の減少が期待できる。

遊休荒廃農地の推計

(単位:ha)

	現 在	H 1 8	H 2 1 目標
遊休荒廃農地面積	270	250	230

これらから、低迷していた農家民宿経営者と農業の新たな結びつきが生まれるなど関連産業の活性化により、経済的社会的効果が期待できる。

## 8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

## (1) グリーン・ツーリズム事業の活性化

農業体験メニュー等の開発、情報提供及び都市農村交流事業

現在の当市の農業などの体験メニューは、全国どこの市町村においても実施可能なものが多く、観光客からみれば魅力に欠けている。

しかし、特区を活用した濁酒の製造・提供を行うことにより、実施民宿を主体とした地区での濁酒の提供に併せた農業体験や地元食材を使った新しいメニューの開発が行われる。このことはグリーン・ツーリズム事業においても魅力のある新しいメニューと既存メニューを併せた情報提供を行うことができ、より多くの観光客への誘客活動を行うことができる。これにより、新たな当地域のファンを獲得することが可能となり、交流人口の増加による農家民宿を中心とした地域の活性化が図られると共に、都市農村交流事業の活性化を図る。

農家民宿の育成や掘り起こし

これまでグリーン・ツーリズム事業に関心を持たなかった民宿や観光関連業者及び農業者が非常に多い。特例措置の適用により濁酒の製造・提供をおこなう民宿を中心とした地域の活性化が図られ、より多くの民宿がグリーン・ツーリズム事業に関心を寄せ、特例措置の適用により濁酒の製造・提供以外の事業にも拡大できるように、行政としても既存の農家民宿などの開拓・指導などを行いさらなる地域の活性化を図る。

## (2) 地域経済活動の活性化

濁酒の製造・提供という新たな商品を活用できることにより、これまで観光関連産業や農業に関与していなかった事業者等が新たに関与することが予想され、地域全体の産業の活性化も期待される。そのため、新規参入事業者等に必要な指導助言をするとともに、融資及び助成制度を活用による経営安定化を支援する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

大町市どぶろく特区内で、農業体験民宿業その他酒類を営業所において飲用に供する業を併せ営む農業者で、自ら生産した米等を原料として濁酒を製造・提供しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

#### (2) 事業が行われる区域

大町市全域

#### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### (4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能となり、手作りの酒を宿泊者などに提供することで旅の付加価値が増し従来のリピーターのみならず、新たな誘客が図れることで市域の活性化が図れる。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿、旅館などを併せ営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、濁酒製造の取り組みによる新しい地場製品の創造と、農家の副収入のひとつの手段ともなり、濁酒と併せて地元食材を提供することで地産地消の促進へも波及するものと考えられる。

このような民間の自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要であると考えられる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。